

災害時の協力に関する協定書

本別町（以下「甲」という。）と幼保連携型認定こども園ほんべつ（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、避難を要する場合において、避難者を受け入れるための指定避難所として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する幼保連携型認定こども園ほんべつに避難所を設置し、避難者を当該避難所に避難させることにより、避難者が避難所生活を送ることができることを目的とする。

（避難所開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、避難を要する住民のために必要と認められる場合、次条に掲げる施設を避難所として開設することを要請できるものとする。

2 乙は、乙の行う業務・事業に支障のない範囲で、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（避難所設置施設）

第3条 避難所を設置する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）幼保連携型認定こども園ほんべつ（中川郡本別町南3丁目16番地4）

（要請手続き等）

第4条 甲は、第2条の規定により避難所の開設を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）避難する住民の住所、氏名、連絡先等

（2）避難する住民の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

（3）避難所運営（予定）期間

2 前項により通知する事項のうち、運営期間については、概ね3日間以内とするが、被災の程度により更新することは妨げないものとする。

（管理運営）

第5条 乙は、避難所の運営において、次に掲げる業務を履行するものとする。

（1）避難所に避難した住民の日常生活上の支援

（2）避難者の健康状況の急変等に対応できる体制の確保

（3）避難所の管理運営に係る費用のうち、次条に掲げる費用の請求

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年7月11日

甲 中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町
本別町長 高橋正夫



乙 中川郡本別町南3丁目16番地4
幼保連携型認定こども園ほんべつ
園長 石田 恵

